

老人福祉法に基づく
「老人居宅生活支援事業」に係る届出の手引き

平成21年7月
青森県高齢福祉保険課

目次

| | | |
|-----|--|----------------|
| I | 届出の概要 | P. 1 |
| II | 第1号様式「老人居宅生活支援事業開始届書」の記載上の留意事項 【記載例】 | P. 3 P. 5 |
| III | 第2号様式「老人居宅生活支援事業変更届書」の記載上の留意事項 【記載例】 | P. 10 P. 11 |
| IV | 第3号様式「老人居宅生活支援事業廃止(休止)届書」の記載上の留意事項 【記載例】 | P. 16 P. 17 |
| V | 第4号様式「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター) 設置届書」の記載上の留意事項 【記載例】 | P. 22 P. 24 |
| VI | 第7号様式「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター) 変更届書」の記載上の留意事項 【記載例】 | P. 27 P. 28 |
| VII | 第9号様式「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター) 廃止(休止)届書」の記載上の留意事項 【記載例】 | P. 31 P. 32 |
| ◆ | 老人福祉法による届出等の様式を定める要綱 | P. 35 |

I 届出の概要

国及び都道府県以外の者が、「老人居宅生活支援事業」に該当するサービスを行う場合は、老人福祉法上の届出が必要となります。

1. 「老人居宅生活支援事業」に該当するサービス

老人福祉法第5条の2により規定されているサービスは次のとおりです。

| 老人福祉法上のサービス名 | 介護保険法上のサービス名 | |
|------------------|----------------------------|------------------------------------|
| | 県が指定・監督を行うサービス | 市町村が指定・監督を行うサービス（地域密着型） |
| 老人居宅介護等事業 | ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 | ・夜間対応型訪問介護 |
| 老人デイサービス事業 | ・通所介護 ・介護予防通所介護 | ・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 |
| 老人短期入所事業 | ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 | |
| 小規模多機能型居宅介護事業 | | ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 認知症対応型老人共同生活援助事業 | | ・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 |

2. 届出の義務

国及び都道府県以外の者が、「老人居宅生活支援事業」に該当するサービスを行う場合は、老人福祉法第14条、第14条の2及び第14条の3の規定により、都道府県知事への各種届出が必要となります。

また、「老人デイサービス事業」または「老人短期入所事業」を行う場合で、「老人デイサービスセンター」、「老人短期入所施設」、「老人介護支援センター（在宅介護支援センター）」のいずれかを設置する場合も、老人福祉法第15条、第15条の2及び第16条の規定により、併せて都道府県知事への各種届出が必要となります。

なお、中核市である青森市内で事業を行う場合は、各種届出先は青森市になりますので、ご注意ください。

3. 届出の様式

- (1) 「老人居宅生活支援事業」の開始、届出内容の変更、事業の廃止又は休止の場
合は、老人福祉法による届出等の様式を定める要綱により下記の様式を提出すること
となっています。

| 届出理由 | 様式 | 提出時期 |
|------------------|-------------------------------|-------------------|
| 事業開始の届出 | 第1号様式「老人居宅生活支援事業開始届書」 | 開始日より前 |
| 届出内容の変更 | 第2号様式「老人居宅生活支援事業変更届書」 | 変更日から1ヶ月 以内 |
| 事業の廃止又は 休止の届出 | 第3号様式「老人居宅生活支援事業廃止（休 止）届書」 | 廃止日又は休止日 の1ヶ月前 |

- (2) 「老人デイサービス事業」または「老人短期入所事業」を行う場合で、「老人デイ
サービスセンター」、「老人短期入所施設」、「老人介護支援センター（在宅介護支援
センター）」のいずれかの設置、届出内容の変更、事業の廃止又は休止の場合は、老
人福祉法による届出等の様式を定める要綱により上記（1）の様式と合わせて下記
の様式も提出することとなっています。

| 届出理由 | 様式 | 提出時期 |
|------------------|--|-------------------|
| 設置の届出 | 第4号様式「老人デイサービスセンター（老人短期入 所施設、老人介護支援センター）設置届書」 | 開始日より前 |
| 届出内容の変更 | 第7号様式「老人デイサービスセンター（老人短期入 所施設、老人介護支援センター）変更届書」 | 変更日から1ヶ 月以内 |
| 施設の廃止又は 休止の届出 | 第9号様式「老人デイサービスセンター（老人短期入 所施設、老人介護支援センター）廃止（休止）届書」 | 廃止日又は休止 日の1ヶ月前 |

【参考：事業別に必要な提出書類】

| 老人福祉法上の事業名 | 事業を 開始する時 | | 届出内容を 変更する時 | | 事業を廃止 又は休止する時 | |
|---|--------------|-----------|----------------|-----------|------------------|-----------|
| | 第1号 様式 | 第4号 様式 | 第2号 様式 | 第7号 様式 | 第3号 様式 | 第9号 様式 |
| ・老人居宅介護等事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助 事業 | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |